

【重要事項説明書】

別紙 2

利用料金表

(令和8年6月1日現在)

[基本部分]

1. 居宅介護

①身体介護中心型と身体介護を伴う通院等介助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	以降30分毎 追加
基本単位	256 単位	404 単位	587 単位	669 単位	754 単位	837 単位	83 単位
料金	2,713 円	4,282 円	6,222 円	7,091 円	7,992 円	8,872 円	879 円

※「身体介護を伴う通院等介助中心型」は、障害支援区分2以上で認定調査の所定の項目に該当する方が利用できます。

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

②家事援助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	以降15分毎 追加
基本単位	106 単位	153 単位	197 単位	239 単位	275 単位	311 単位	35 単位
料金	1,123 円	1,621 円	2,088 円	2,533 円	2,915 円	3,296 円	371 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

③身体介護を伴わない通院等介助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	以降30分毎 追加
基本単位	106 単位	197 単位	275 単位	345 単位	69 単位
料金	1,123 円	2,088 円	2,915 円	3,657 円	731 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

2. 重度訪問介護

①著しく重度の方 (例: 障害支援区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障があり人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 等)

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	214 単位	319 単位	424 単位	530 単位	636 単位	741 単位	846 単位
料金	2,268 円	3,381 円	4,494 円	5,618 円	6,741 円	7,854 円	8,967 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

②障害支援区分6の方

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	202 単位	301 単位	400 単位	500 単位	600 単位	699 単位	799 単位
料金	2,141 円	3,190 円	4,240 円	5,300 円	6,360 円	7,409 円	8,469 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

※4時間以上は、国の定める基準による。

③上記①・②以外の方

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	186 単位	277 単位	369 単位	461 単位	553 単位	644 単位	736 単位
料金	1,971 円	2,936 円	3,911 円	4,886 円	5,861 円	6,826 円	7,801 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

※4時間以上は、国の定める基準による。

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	基本単位		料金	算定要件	算定回数等
	居宅介護	重度訪問介護			
特定事業所加算 (I)	上記基本部分の20%		左記の単位数 × 地域区分 (10.6)	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件のいずれかに適合するかで加算区分が変わります。要件を満たすいずれか1つのみの加算を算定となります。	1回につき
特定事業所加算 (II)	上記基本部分の10%				
特定事業所加算 (III)	上記基本部分の10%				
特定事業所加算 (IV) ※居宅訪問介護のみ	上記基本部分の5%				
初回加算	200		2,120円	新規に居宅介護計画 (または重度訪問介護計画) を作成したご利用者に対して、初回に実施した居宅介護等と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護等を行う場合又は他の訪問介護員等が居宅介護等を行う際に同行訪問した場合等に算定します。	初回利用のみ1月につき
緊急時対応加算	100		1,060円	ご利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅介護計画 (または重度訪問介護計画) がない居宅介護サービスを緊急的に行った場合等に加算となります。	1回の要請に対して1回 (月2回を限度)
利用者負担上限額管理加算	150		1,590円	複数のサービス事業所をご利用されている方の一月の各事業所利用単位数をまとめて、利用料金などを管理する登録事業所になった場合に算定となります。	月1回を限度

加算項目	福祉専門職員等連携加算 ※居宅訪問介護のみ	564		5,978円	サービス提供責任者が障がい特性の理解や医療機関等専門機関との連携等の課題に対応するために、精神障害等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の方の心身の状況等の評価を一緒に行った場合に算定となります。	1回につき (90日の間、3回を限度)
	入院時支援連携加算		300	3,180円	ご利用者が事業所の職員の付添いにより入院する際、医療機関と事業所が事前調整を行い、情報連携を行った場合に算定となります。	1回につき (入院前に1回を限度)
	移動介護加算 ※重度訪問介護のみ	1時間未満	100	1,060円	外出時における移動中の介護を行った場合に算定となります。	1回につき (移動介護に要した時間で算定)
		1時間以上 1時間30分未満	125	1,325円		
		1時間30分以上 2時間未満	150	1,590円		
		2時間以上 2時間30分未満	175	1,855円		
2時間30分以上 3時間未満		200	2,120円			
3時間以上	250	2,650円				
移動介護緊急時支援加算 ※重度訪問介護のみ		240	2,544円	ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合算定します。	1日につき	
加算項目 (所定単位数から算定)	福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅰイ)	1月の利用料金の44.6%	1月の利用料金の37.2%	左記の単位数 × 地域区分 (10.6)	福祉・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。ただし、算定できるのはいずれか1つのみです。	1月につき ※基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)×加算率
	福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅰロ)	1月の利用料金の45.6%	1月の利用料金の38.2%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅱイ)	1月の利用料金の43.1%	1月の利用料金の35.7%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅱロ)	1月の利用料金の44.1%	1月の利用料金の36.7%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅲ)	1月の利用料金の37.6%	1月の利用料金の30.2%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算(Ⅳ)	1月の利用料金の30.2%	1月の利用料金の24.8%			

◇ 留意点(共通) ◇

- ①ご利用金額は、ひと月のサービス利用総単位数及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)と福祉・介護職員処遇改善加算の単位数を加えた合計単位数に10.6円を乗じた金額(1円未満は切り捨て)となります。そのため、掲載している表の金額を合計した金額とは異なることがあります。
- ②障害者総合支援法の適用がある場合は、ご利用金額の1割が利用者負担金になります。ただし「障害福祉サービス受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」の範囲内となっております。
- ③「障がい福祉サービス受給者証」で定められている支給量を超える利用にかかる費用は、利用者の全額自己負担となります。
- ④早朝時間帯(午前7時～午前8時)又は夜間時間帯(午後6時～午後9時)のサービスは、25%増となります。
- ⑤「障がい福祉サービス受給者証」の特記事項に「2人介助」の記載がある場合で、訪問介護員2人でサービスを提供した場合は、2人分の料金が利用者負担金となります。
- ⑥その他掲載以外の事項につきましては、厚生労働省の関係告知に準ずるものとさせていただきます。

## 【基本部分】

## 行動援護

サービス時間	基本単位	料金
30分未満	288 単位	3,052 円
30分以上1時間未満	437 単位	4,632 円
1時間以上1時間30分未満	619 単位	6,561 円
1時間30分以上2時間未満	762 単位	8,077 円
2時間以上2時間30分未満	905 単位	9,593 円
2時間30分以上3時間未満	1,047 単位	11,098 円
3時間以上3時間30分未満	1,191 単位	12,624 円
3時間30分以上4時間未満	1,334 単位	14,140 円
4時間以上4時間30分未満	1,479 単位	15,677 円
4時間30分以上5時間未満	1,623 単位	17,203 円
5時間以上5時間30分未満	1,764 単位	18,698 円
5時間30分以上6時間未満	1,904 単位	20,182 円
6時間以上6時間30分未満	2,046 単位	21,687 円
6時間30分以上7時間未満	2,192 単位	23,235 円
7時間以上7時間30分未満	2,340 単位	24,804 円
7時間30分以上	2,485 単位	26,341 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	料金	算定要件	算定回数等	
	居宅介護				
特定事業所加算 (Ⅰ)	上記基本部分の20%	左記の単位数 × 地域区分 (10.6)	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件のいずれかに適合するかで加算区分が変わります。要件を満たすいずれか1つのみの加算を算定となります。	1回につき	
	特定事業所加算 (Ⅱ)				上記基本部分の10%
	特定事業所加算 (Ⅲ)				上記基本部分の10%
	特定事業所加算 (Ⅳ)				上記基本部分の5%
初回加算	200	2,120円	新規に行動援護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した行動援護等と同月内に、サービス提供責任者が、自ら行動援護等を行う場合又は他の訪問介護員等が行動援護等を行う際に同行訪問した場合に算定します。	初回利用のみ 1月につき	
緊急時対応加算	100	1,060円	ご利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が計画にない行動援護サービスを緊急的に行った場合等に加算となります。	1回の要請に対して1回 (月2回を限度)	
利用者負担上限額管理加算	150	1,590円	複数のサービス事業所をご利用されている方の一月の各事業所利用単位数をまとめて、利用料金などを管理する登録事業所になった場合に算定となります。	月1回を限度	
行動障害支援指導連携加算	273	2,730円	サービス提供責任者が支援計画シート・支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を計画作成者と共同で行うこと。また重度訪問介護計画書を作成し、計画作成者と連携しサービスを提供した場合に算定できる加算です。	1回につき (重度訪問介護に移行する月につき1回を限度)	

加算項目	喀痰吸引等支援体制加算	100	1,000円	特定事業所加算（Ⅰ）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価する加算です。	1日につき
加算項目 （所定単位数から算定）	福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰイ）	1月の利用料金の41.1%	左記の単位数 ×地域区分 (10.6)	福祉・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。ただし、算定できるのはいずれか1つのみです。	1月につき ※基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)×加算率
	福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰロ）	1月の利用料金の42.1%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅱイ）	1月の利用料金の39.6%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅱロ）	1月の利用料金の40.6%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅲ）	1月の利用料金の34.1%			
	福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅳ）	1月の利用料金の27.7%			

◇ 留意点（共通） ◇

- ①ご利用金額は、ひと月のサービス利用総単位数及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）と福祉・介護職員処遇改善加算の単位数を加えた合計単位数に10.6円を乗じた金額（1円未満は切り捨て）となります。そのため、掲載している表の金額を合計した金額とは異なることがあります。
- ②障害者総合支援法の適用がある場合は、ご利用金額の1割が利用者負担金になります。ただし「障害福祉サービス受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」の範囲内となっております。
- ③「障がい福祉サービス受給者証」で定められている支給量を超える利用にかかる費用は、利用者の全額自己負担となります。
- ④「障がい福祉サービス受給者証」の特記事項に「2人介助」の記載がある場合で、訪問介護員2人でサービスを提供した場合は、2人分の料金が利用者負担金となります。
- ⑤その他掲載以外の事項につきましては、厚生労働省の関係告知に準ずるものとさせていただきます。

社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会